

2026年7月6日 全6頁

教育資金負担を支える子ども支援口座制度

台湾でも新たな子ども支援口座の構想が浮上

金融調査部 研究員 平石 隆太

[要約]

- 台湾で「成長手当」と呼ばれる新たな子ども向け給付制度の構想が示された。6歳になるまでは全額を現金給付し、6～17歳については半額を現金給付、残りの半額を専用口座で運用する制度が想定されている。運用は政府が指定した専門機関が担い、一定の元本保証が付される見込みである。
- 米国の529プランやトランプ口座、カナダのRESP (Registered Education Savings Plan)、シンガポールのCDA (Child Development Account) など、諸外国では子ども支援口座制度が整備されている。運用方法や税制、対象者はそれぞれ異なるものの、家庭の教育費負担に対する支援や子どもの資産形成を促進する趣旨は共通している。
- 子ども支援口座制度が整備されている国・地域には、高等教育費の私費負担割合が相対的に高いという特徴がある。日本も高等教育費の私費負担割合がOECDで最高水準にあることを踏まえると、同様の制度を検討する余地があるだろう。2027年1月から開始することもNISAを活用した制度設計も考えられる。

頼清徳政権が新たな子ども支援口座を発表

6歳以降は成長手当の半額を投資運用

2026年5月27日の記者会見において、台湾の頼清徳総統は、少子化対策の一環として18項目の人口戦略に係る新たな措置（新戦略）を発表した¹。新戦略では、新たな子ども支援措置である「成長手当」の創設が示されている。台湾では現在、0～6歳（小学校入学前）の子どもに対して各種育児手当²を給付しているが、成長手当はこれらに追加される新たな給付である。

成長手当は、現金給付と専用口座への拠出を組み合わせた制度となる見込みである。6歳になるまでは毎月5,000ニュー台湾ドル（以下、NT\$）を現金給付し、6歳以降は毎月2,500NT\$を現金給付するとともに、残りの2,500NT\$を政府が専用口座に拠出して投資運用する。

0～17歳の累計では、現金で72万NT\$、専用口座で運用される資金として36万NT\$の合計108万NT\$（約540万円）が支給される。後述する通り、運用部分は元本割れが発生しない設計となる見込みのため、子ども1人あたり約540万円以上の追加的な支援が行われることになる。

図表1：成長手当で支給が想定される金額

（金額はNT\$）	現金部分	専用口座積立	累計
0～5歳（72か月）	5,000	0	360,000
6～17歳（144か月）	2,500	2,500	360,000（現金） + 360,000（運用）
合計	—	—	108万以上 （約540万円以上）

（注）現金部分、専用口座積立において支給される額は1か月あたりの金額。

（出所）台湾総統府より大和総研作成

運用部分は定期預金金利が保証される見込み

頼総統の記者会見において、6歳以降に成長手当の半額が運用される口座は「児童・青少年成長手当口座」と表現されている。当該口座は専門機関によって運用され³、2年物定期預金金利に準じた利回りが保証されるとしている。

資金の引き出しは子どもが18歳になるまで認められず、18歳に達した時点で全額引き出し可能になると見込まれる。引き出し後の用途を限定する方針は、現時点では示されていない。

¹ 總統宣布「台灣人口對策新戰略-家庭支持篇」 推動18項措施打造公共支持育兒體系 以全民共享經濟紅利 促進臺灣永續發展-總統府新聞-新聞與活動 | 中華民國總統府（2026年5月27日）

² 保育費用の補助などが実施されている。

³ 一部報道では、台湾の国民年金保険基金の運用に準じた方式を採用するともされている。

図表 2 : 「児童・青少年成長手当口座」の概要として想定されるもの

連邦政府による拠出	6～17歳において毎月2,500NT \$を拠出
運用方法	政府指定の専門機関が運用（国民年金保険基金と同様のモデルか）
最低保証利率	2年物定期預金金利分を保証
資金の引き出し	18歳未満は引き出し不可

(出所) 各種資料より大和総研作成

諸外国における子どものための政府拠出付き口座

諸外国においても、台湾で構想されているような子どもを対象とした口座制度が整備されている。本稿では、米国・カナダ・シンガポールの制度を取り上げる。

図表 3 : 諸外国における子どものための政府拠出付き口座の比較

	529プラン (米国)	トランプ口座 (米国)	RESP (カナダ)	CDA (シンガポール)
政府拠出	連邦政府の拠出はなし ※州単位の拠出はあり	1人あたり 1回1,000ドル	最大年500カナダドル ※低所得家庭には 追加拠出あり	「初期拠出」と 「政府マッチング拠出」
運用方法	投資信託・銀行預金等から 加入者が指図	要件を満たす 米国株式インデックスの 投資信託・ETF	投資信託・株式・債券・銀行 預金等から加入者が指図	銀行預金
引き出し の条件	教育資金なら 非課税で引き出し可	18歳まで引き出し不可	教育資金なら 引き出し可（課税あり）	教育・医療等の資金なら 非課税で引き出し可

(出所) 各種資料より大和総研作成

米国 : 529 プラン・トランプ口座

米国では子どもを対象とした資産形成制度が複数存在するが、代表的なものが内国歳入法第529条に基づく「529 プラン」である。529 プランは州や教育機関によって運営される教育資金のための税制優遇口座であり、定められた教育費に利用する場合は引き出し時の運用益が非課税となる⁴。連邦政府による口座への直接的な資金拠出は行われていないが、州単位では主として低・中所得世帯を対象に、家計からの拠出に対し州が一定額を上乗せする制度が整備されている。運用方法は加入者自身の決定に委ねられており、投資信託等での運用が一般的である。

加えて2026年7月より、子どものための投資口座である「トランプ口座」が開始される⁵。トランプ口座は出生時に1,000ドルの政府拠出が行われる（現状では、2025年1月1日～2028年12月31日に生まれた者に限る）。親などは子ども1人あたり年間5,000ドルの拠出が可能であり、この金額の範囲内で親などの勤め先の事業主が拠出を行うことも可能である（上限は従業員1人あたり年間2,500ドル）。その他、州政府の財源による拠出や財団等による寄附も募っている。対象商品は一定の要件⁶を満たす米国株式インデックスに限定されており、引き出し

⁴ 529 プランには貯蓄プランと前払いプランの2つがあるが、ここでは貯蓄プランを前提にしている。

⁵ トランプ口座については、是枝俊悟・平石隆太・鈴木利光「[米国は『トランプ口座』で資産形成を支援](#)」（大和総研レポート、2026年3月12日）を参照。

⁶ ①「適格指数」に連動、②レバレッジ不可、③年間手数料0.1%以下、の3点。

時に運用益や政府等による拠出部分に課税される。

カナダ：RESP

カナダでは、RESP (Registered Education Savings Plan) と呼ばれる教育資金専用の税制優遇口座制度が存在する。加入者（通常は親や祖父母）が受益者（子ども）を指定して口座を開設し、生涯拠出上限は受益者 1 人あたり 5 万カナダドルである。

RESP における政府拠出は、カナダ教育貯蓄助成金 (Canada Education Savings Grant, CESG) とカナダ学習給付金 (Canada Learning Bond, CLB) が代表的である。

CESG は年間拠出額の最初の 2,500 カナダドルに対して 20%（最大年 500 カナダドル）を政府が追加拠出する。中低所得世帯⁷においては追加 CESG として、年間拠出額の最初の 500 カナダドルの拠出に対し 10%または 20%が上乗せされ、政府による上乗せ率は合計 30%~40%となる。受益者 1 人あたりの政府拠出額の生涯上限は追加分を含め 7,200 カナダドルである。

CLB は低所得世帯⁸を対象とした助成金であり、家計からの拠出を必要としない。RESP 口座を開設するだけで初回 500 カナダドルが入金され、以後、所得基準等に該当する年ごとに 100 カナダドル（15 歳まで、生涯上限 2,000 カナダドル）が追加される。

税制面では、拠出金は所得控除の対象外であるが、口座内の運用益は引き出しまで課税が繰り延べられる。教育目的で引き出す際、元本部分は非課税で加入者に返還され、助成金および運用益部分は課税される。運用方法は、加入者がプランを選択し、投資信託、株式、債券、銀行預金など幅広い金融商品で運用可能である。

シンガポール：子ども育成口座 (CDA)

シンガポールでは、子ども育成口座 (Child Development Account, CDA) が運営されている。CDA は 12 歳までの子どもを対象とし、教育費や医療費に備えられるようにする制度である。口座資金は現金として引き出せず、社会・家族開発省 (Ministry of Social and Family Development) が認定した教育・医療・保育等の施設での支払いにのみ充当可能である。子どもが 12 歳になる年の年末に口座は閉鎖され、残高は高等教育口座 (Post-Secondary Education Account, PSEA) に自動移管される。

政府拠出は二層構造をとる。第一に、CDA 開設後⁹に親の拠出を要せず自動入金される「初期給付 (First Step Grant)」があり、第 1 子・第 2 子は 5,000 シンガポールドル (SGD)、2025 年

⁷ 2025 年の基準では、世帯の純所得 (Adjusted family net income) が 5 万 7,375 カナダドルを下回る場合には最初の 500 カナダドルに対して 20%の追加拠出、5 万 7,375~11 万 4,750 カナダドルであれば 10%の追加拠出が行われる。

⁸ 2025 年の基準では、子どもが 1~3 人の世帯において、世帯の所得 (Adjusted family income) が 5 万 7,375 カナダドル以下の世帯が対象である（子どもが 4 人以上の世帯においてはより高い基準が適用される）。

⁹ CDA の開設が、Baby Bonus (出産祝い金) 受給の条件となっているため、大半の親が開設するとみられる。

2 月以降出生の第 3 子以降は 1 万 SGD が給付される。第二に、親が CDA に入金した金額と同額を政府が拠出する「政府マッチング拠出 (Government co-matching)」があり、上限額は出生順位に応じて第 1 子 4,000SGD から第 5 子以降 1 万 5,000SGD まで段階的に引き上げられる。これにより、CDA の政府拠出総額は第 1 子で最大 9,000SGD、第 5 子以降で最大 2 万 5,000SGD に達する。

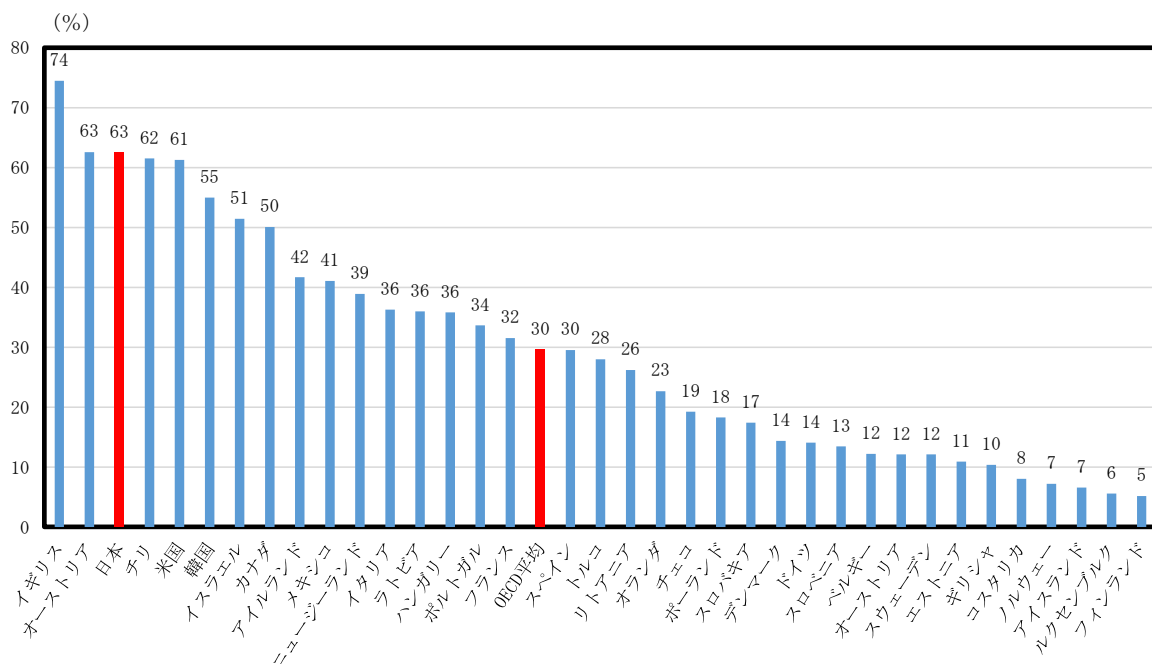
CDA への政府拠出および口座内で発生する利息は非課税である。シンガポールではキャピタルゲイン課税がなく、個人の利子所得にも原則課税しないため、CDA の運用益に対する課税負担は実質的に生じない。なお、運用方法は銀行預金に限定されており、投資信託等での運用は認められない。

教育資金の私費負担が重い日本でも選択肢となるか

教育資金負担の国際比較

図表 4 は、OECD 加盟国の高等教育における私費負担（家庭による負担に加え、家庭以外の民間による負担を含む）の割合を比較したものである。

図表 4 : OECD 加盟国の高等教育における私費負担割合（データは 2022 年時点）



(注 1) 家庭による支出だけでなく、企業・財団などの家庭以外の民間団体による支出も含む。私費以外には、政府による支出と海外からの支出がある。

(注 2) OECD 加盟国のうち、スイスおよびコロンビアは数値が得られていない。

(出所) OECD “Education at a Glance 2025”より大和総研作成

本稿で紹介した米国およびカナダはいずれも OECD 平均を大きく上回っており、高等教育における私費負担割合が高い。このほか、イギリスでもジュニア ISA という子ども向けの口座が整

備されており、韓国やイスラエルでも子どもを対象とした口座制度が運用されている¹⁰。これらの国々も、私費負担割合が OECD 平均を上回っている。

また、シンガポールについては、世界銀行¹¹によると、学生 1 人あたりの高等教育に対する公的支出が全世界平均や OECD 平均を下回っている。台湾についてはデータの国際比較が困難だが、先行研究¹²では日本・韓国と同様に、親の教育費負担が重い国・地域として位置付けられている。したがって、台湾も日本や韓国に近い負担構造を有する可能性が高いと考えられる。

日本への示唆

前掲図表 4 やその他の状況に鑑みると、高等教育費の私費負担割合が高い場合においては、子どもの資産形成や教育費を支援するための運用口座制度が整備されている傾向にあるといえよう。日本は高等教育費の私費負担割合が OECD 諸国の中で最高水準にあり、2022 年時点で米国やカナダを上回っている¹³。日本においても、子ども支援口座制度を検討する余地があることが示唆される。

日本では、2027 年 1 月から、NISA を未成年に解禁する「こども NISA¹⁴」の開始が決まっている。こども NISA は、NISA の非課税メリットを子どもにも及ぼす点で意義のある制度である。一方、政府拠出は予定されておらず、活用は親等の金融リテラシーや拠出余力に左右される。

インフレ・株高の状況下で、より幅広い家庭の教育資金負担を支援する手法としては、こども NISA への政府拠出も検討に値するだろう。既存の子育て支援制度の整理・統合を行った上で、台湾の構想のように、現金給付の一部を資産形成口座への拠出とする仕組みも一案である。

【以上】

¹⁰ 菅桂太 (2023) 「シンガポールにおける子ども育成口座法に基づく現金給付制度」、『令和 4 年度 内閣府委託事業 我が国及び諸外国の少子化の状況等に関する調査』、第 5 章、pp. 114-125、を参照。

¹¹ 世界銀行 “Government expenditure per student, tertiary (% of GDP per capita)” を参照。全世界平均が 29.7%、OECD 平均が 25.4% である中、シンガポールは 23.5% となっている。

¹² 小林雅之 (2018) 「高等教育費負担の国際比較と日本の課題」、労働政策研究・研修機構『日本労働研究雑誌』2018 年 5 月号、pp. 4-15 において、「教育費の『親（保護者）負担』は、親や保護者が子どもの教育に責任を持つべきだという教育観が背景にあり、教育費負担の『家族主義』といえよう。日本・韓国・台湾などで非常に強い教育観である。」(p. 4) との指摘がある。

¹³ 日本では、2025 年度より「高等教育の修学支援新制度」が拡充され、子ども 3 人以上の世帯の高等教育費が実質的に無償化されている。その他にも 2022 年度以降に各種支援制度の拡充が実施されているため、直近の私費負担割合は変化している可能性がある。

¹⁴ こども NISA については、平石隆太「[2027 年 1 月開始『こども NISA』の概要](#)」（大和総研レポート、2026 年 5 月 26 日）を参照。